

告示第 109 号

市川町電子入札運用基準

訓令第 2 号

令和 7 年 9 月 16 日制定

(趣旨)

第 1 条 この基準は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）、市川町財務規則（令和 7 年規則第 4 号。以下「規則」という。）その他関係法令等に定めるもののほか、電子入札及びこれに関する手続について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 電子入札システム 兵庫県電子入札共同運営システムをいう。
- (2) 電子入札 市川町（以下「町」という。）が電子入札システムを使用して実施する入札（見積書の提出を受けて契約の相手方を決定するものを含む。）をいう。
- (3) 電磁的記録 電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。
- (4) 電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律（平成 12 年法律第 102 号）第 2 条第 1 項に規定する電子署名をいう。
- (5) 送信 電子入札システム等を使用して電磁的記録を送達することをいう。
- (6) 紙入札 入札書を、所定の日時までに直接提出し、又は町が指定する方法により提出することにより執行される入札をいう。
- (7) 電子入札書 案件名、入札金額、入札者の名前等について、電子署名を施した上で送信される入札に関する情報をいう。

(参加資格)

第 3 条 電子入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 当該電子入札に関し、町の入札参加資格を有すること。
- (2) 町が発行する電子入札システムに係る ID 及びパスワードを取得していること。
- (3) 電子入札システムにおける利用者登録が完了していること。
- (4) その他入札公告等で規定する要件を備えていること。

(電子入札に使用する IC カード)

第4条 契約担当者（規則第2条第7号に規定する者をいう。以下同じ。）が電子入札に使用するICカードは、地方公共団体における組織認証基盤が発行するものとする。

2 入札参加者が電子入札に使用するICカードは、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1) 電子署名及び認証業務に関する法律に基づき、主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行したもの

(2) 町の入札参加資格者名簿に登載された者の代表者又は受任者（以下「代表者等」という。）の名義で取得したもので、当該ICカード情報を電子入札システムに登録したもの

(3) 入札参加者が共同企業体である場合は、代表構成員の代表者等の名義で取得したもので、当該ICカード情報を町の電子入札システムに登録したもの

3 入札参加者は、ICカード情報の登録内容に変更が生じた場合は、直ちに当該登録内容を変更しなければならない。

4 入札参加者がICカードを不正に使用した場合は、当該入札参加者が行った入札は、無効とする。

（案件登録）

第5条 契約担当者は、電子入札により行うこととした案件について、電子入札システムに案件登録を行うものとする。

2 案件登録の内容は、案件の概要、案件の詳細、電子入札の実施に係る期間及び開札日時とする。

3 案件登録後、登録内容に錯誤が認められた場合において当該内容を修正する必要があるときは、直ちに錯誤が認められた案件を削除し、改めて電子入札システムに案件登録を行うものとする。

（開札日時の変更）

第6条 契約担当者は、案件登録後、入札の期間、開札の日時等を変更する必要がある場合は、入札参加者に対して、日時変更通知書により通知するものとする。この場合において、契約担当者は、必要があると認めるときは、電話等により併せて連絡を行うものとする。

（紙入札への変更）

第7条 町の使用に係る電子計算機に生じた障害、天災、広域的停電等のために電子入札システムを使用することができない場合は、入札方法を電子入札から紙入札に変更することができる。

（入札参加申込に伴う手続）

第8条 電子入札で実施する案件への参加申込は、一般競争入札参加申込書（以下「申込書」

という。)を、電子入札システムにより送信することにより行うものとする。

- 2 契約担当者は、申込書を電子入札システムにより受信した場合において、申込書の補正等の必要がないときは、参加申込書受付票を入札参加者に送信するとともに、その業者詳細情報を保管するものとする。
- 3 契約担当者は、入札参加資格の有無の決定をしたときは、一般競争入札参加資格確認通知書を入札参加者に送信するものとする。

(電子入札システムによる資料提出)

第9条 入札参加者は、契約担当者に入札参加資格確認資料、工事費内訳書等の資料(以下「提出資料」という。)を提出するときは、当該提出資料に係るファイルを電子入札システムにより送信するものとする。

- 2 入札参加者が提出資料の作成に使用するアプリケーションソフト及び作成した提出資料を保存するファイル形式は、次の表に掲げるいずれかによるものとする。この場合において、当該ファイルの保存時にファイルの内容が損なわれる機能を使用してはならない。

アプリケーションソフト	ファイル形式
Microsoft Word	Word文書形式
Microsoft Excel	Excelブック形式
Adobe Acrobat	PDF形式

- 3 提出資料に係るファイルを圧縮する場合は、ZIP形式によるものとする。ただし、自己解凍方式を用いてはならない。
- 4 契約担当者は、提出資料に係るファイルにウイルス等の不正プログラムの混入があることが判明した場合は、次のとおり対応する。
 - (1) 直ちにファイルの閲覧を中止し、当該ファイルを送信した入札参加者と再提出の方法を協議する。
 - (2) 完全にウイルス等の不正プログラムを駆除することができない場合は、電子入札システムによる再提出を認めない。

(郵送等による資料提出)

第10条 契約担当者は、提出資料のうち、次に掲げるものについては、郵送又は持参(以下「郵送等」という。)により提出させることができる。

- (1) ファイルの容量が3メガバイトを超えるもの
- (2) 前条第4項に規定する場合において、ウイルス等の駆除又は電磁的記録の復旧が不可能であると判断したもの
- (3) 共同企業体の各構成員から代表構成員に対する委任状
- (4) 前各号に掲げるもののほか、契約担当者が郵送等による提出を指定したもの

(指名競争入札における手続)

- 第 11 条 契約担当者は、指名競争入札を電子入札により行う場合は、当該入札案件が電子入札対象案件であることを明示した上で、指名通知書を指名業者に送信するものとする。
- 2 指名業者は、前項の指名通知書を受信したときは、参加意思の有無にかかわらず、速やかに受領確認書を町へ送信しなければならない。

(紙入札の承認)

- 第 12 条 電子入札によるものとした入札において、紙入札による参加を希望する入札参加者は、電子入札によることができない理由を明らかにした紙入札承認申請書を町が定める期日までに提出し、その承認を得なければならない。
- 2 契約担当者は、前項の規定により提出された申請書の内容を審査し、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、紙入札による参加を承認することができる。
- (1) ICカードの更新又は再発行の手続中であり、当該手続中であることが証明できるとき。
 - (2) 暗証番号の誤入力により、電子入札システムの使用が停止されたとき。
 - (3) 指名競争入札において、電子入札システムに登録を行っていないにもかかわらず指名を受け、直ちに登録できないとき。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、やむを得ない事由があり、かつ、入札執行の手続に支障がないと町が認めるとき。
- 3 契約担当者は、紙入札による参加の適否を決定したときは、紙入札承認・却下通知書により通知するものとする。
- 4 契約担当者は、紙入札による参加を承認するときは、次に掲げる事項を除き、入札に関する必要な事項を、通常の紙入札によるものと同様とする。ただし、紙入札承認申請書が提出されるまでの間に電子入札システムにより申込書及び入札参加資格確認資料を第 8 条第 2 項に規定する手続が終了している場合は、当該申込書及び入札参加資格確認資料を有効なものとして取り扱い、第 1 号の規定は適用しない。
- (1) 申込書及び入札参加資格確認資料を契約担当者が指定した日時及び場所に提出すること。
 - (2) 入札書及び工事費内訳書をそれぞれ別の封筒に封入し、契約担当者が指定した日時及び場所に提出すること。
 - (3) 入札書の記名押印は、入札参加資格者名簿に登録された者の代表者等のうち契約の名義人となる者の記名押印とすること。
 - (4) 入札書には入札金額及び電子入札システム上のくじ（以下「電子くじ」という。）に係るくじ番号等の必要事項を記載すること。
- 5 契約担当者は、電子入札書受付締切日時までに電子入札システムに紙入札による参加を承認された入札参加者の登録を行わなければならない。

- 6 契約担当者は、紙入札による参加を承認された入札者から提出された入札書に記載された入札金額及び電子くじに係るくじ番号（記載がない又は記載内容が不分明である場合は、入札書に記載された入札金額の上 3 桁の数字とし、入札金額が 2 桁以下の場合は、当該金額を右詰めし、冒頭に「0」を付した 3 桁の数字とする。）を紙入札による参加を承認された入札者に代わって電子入札システムに入力するものとする。

（入札の辞退）

第 13 条 入札参加者は、電子入札書受付締切日時前で、かつ、電子入札書を送信するまでの間に限り、電子入札システムにより辞退届を送信することで入札を辞退することができる。

- 2 前項の場合において、緊急やむを得ない事由があるとき又は電子入札書の送信後に入札手続を継続し難い特別な事由が発生したときは、あらかじめ電話等の確実な方法により契約担当者に連絡し、事後に辞退届その他必要な書面を提出することで、辞退届の送信に代えることができる。

- 3 電子入札書受付締切日時までに電子入札書の送信がなく、かつ、第 1 項の規定による辞退届の送信又は前項の規定による辞退届の提出がない入札参加者については、電子入札書受付締切日時を経過した時をもって辞退届の送信があったものとする。

（入札に関する情報の提出後の取扱い）

第 14 条 契約担当者は、入札に関する情報の提出後においては、当該入札に関する情報の書換え、引換え又は撤回をすることを認めない。

- 2 契約担当者は、入札に関する情報が提出された後、当該入札に関する情報を提出した者が当該入札に参加するために必要な条件を満たさなくなった場合又はその他の当該入札に係る契約の相手方となることができない事由が生じた場合は、当該入札に参加する資格のないものとして当該入札を無効の扱いとする。この場合において、当該入札書を提出した者は、当該入札に係る開札予定日時までにその旨を町に届け出なければならない。

（入札書受信確認通知の保管）

第 15 条 電子入札書を送信した入札者は、当該送信をした証拠として、電子入札システムから通知される入札書受信確認通知を保管しなければならない。

（電子入札書受付締切り）

第 16 条 契約担当者は、電子入札書の受付を締め切ったときは、入札者に入札締切通知書を送信するとともに、入札者の業者詳細情報を保管するものとする。

（工事費内訳書等の確認）

第 17 条 契約担当者は、工事費内訳書等の内容確認のために必要な時間を勘案した上で、電子入札書受付締切日時後開札までの間に、内容確認を行うものとする。

(開札状況に関する情報提供)

第18条 契約担当者は、開札の手續に時間を要する場合は、開札状況を入札者に送信することができる。

(開札の手續)

第19条 契約担当者は、開札日時を経過したときは、速やかに開札の手續を開始するものとする。

2 契約担当者は、紙入札による参加を承認された入札者がある場合は、当該者又は町の職員2名を開札に立ち合わせた上で、事前に提出された入札書の入った封筒を開封する。

3 契約担当者は、紙入札による参加を承認された入札者に係る入札金額等を電子入札システムに入力する。

4 契約担当者は、入札に使用されたICカードが入札参加資格者名簿に登載された者の代表者等が取得したものであることを確認するものとする。

5 契約担当者は、前項の確認を終えた後、電子入札システムに予定価格等を入力した後、一括開札を行い、落札者を決定する。

(落札決定通知)

第20条 契約担当者は、落札者を決定したときは、電子入札を執行した担当者の電子署名(以下「執行担当署名」という。)を付加した落札決定通知書を入札参加者に送信するものとする。

(落札決定の保留通知)

第21条 契約担当者は、開札後に提出資料の内容を審査するために落札決定を保留したときは、執行担当署名を付加した落札保留通知書を入札参加者に送信するものとする。

(くじ引きによる決定)

第22条 落札となるべき同価の入札をした者が2者以上ある場合は、電子くじにより落札者(落札決定を保留する場合にあっては、落札候補者)を決定する。

(再度の入札等)

第23条 契約担当者は、開札の結果、落札者となるべき者がいない場合において、再度電子入札を執行する必要があるときは、入札者にその旨を送信するものとする。

2 再度電子入札は、原則として開札日の当日に行う。ただし、入札公告等で別に定めがある場合は、この限りでない。

3 再度電子入札を執行する場合において、紙入札を行った者又はその代理人が当初の入札の開札に立ち会っていない場合は、当該者は再度電子入札を辞退したものとみなす。

4 第13条及び第19条から前条までの規定は、再度電子入札を執行する場合に準用する。

5 再度電子入札の執行回数は、原則として1回とする。

6 契約担当者は、再度電子入札を執行した場合において、落札者となるべき者がいない

ときは、電子入札を打ち切る。入札者がいないときも同様とする。

7 契約担当者は、前項の規定により電子入札を打ち切る場合は、入札者にその旨を送信するものとする。

8 契約担当者は、第6項前段の場合において、町長が必要と認めたときは、随意契約の締結に向け、当該随意契約の相手方になり得る者にその旨を送信するものとする。

(開札結果の公表)

第24条 開札結果の公表は、紙入札の場合に準ずるものとする。

(その他)

第25条 この基準で定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この基準は令和7年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 令和8年3月31日までに公告する案件にあつては、第12条の規定にかかわらず、紙入札による参加を希望する者は、書面によりその旨を町長に届け出ることにより、紙入札による参加について承認を得たものとみなす。